

安芸太田町上下水道料金審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安芸太田町上下水道料金審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「上下水道料金」とは、次に掲げる料金等をいう。

- (1) 安芸太田町簡易水道事業給水条例（平成16年10月1日条例第171号）第27条に規定する料金
- (2) 安芸太田町農業集落排水処理施設条例（平成16年10月1日条例第161号）第19条第1項及び第2項に規定する使用料
- (3) 安芸太田町特定環境保全公共下水道条例（平成16年10月1日条例第164号）第16条第1項及び第2項に規定する使用料

(所掌事項)

第3条 審議会は、管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、上下水道料金に関する事項について審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の推薦を受けた者
- (3) 町議会議員
- (4) その他管理者が適当と認める者

(任期)

第5条 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、委嘱の日から第3条に掲げる事項の審議が終了する日までとする。

- 2 委員がその職の身分を失ったときは、当該委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第4条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、管理者が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。